

令和 6 年 7 月 11 日
林野庁北海道森林管理局

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業 者 名	住 所
株式会社イワクラ	北海道苫小牧市晴海町23番地 1

2 指名停止の期間 令和 6 年 7 月12日から令和 6 年10月11日まで（3 ヶ月）

3 指名停止措置の範囲 北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

令和 4 年 3 月 4 日付けで契約した「3 年度日高北部署【宿主別地区】保全整備（保育間伐）第 5 号」において、現場代理人が、監督職員と協議することなく作業員へ指示を出し、不当な処理により森林作業道の24箇所約38m³の素材を埋設した。

このことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年 6 月11日付け59 林野経第156号林野庁長官通知）別表第 2 第16号（不正又は不誠実な行為）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止要領」（平成26年12 月 4 日付け26林政政第338号林野庁長官通知）別表第13号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

【問い合わせ先】

林野庁 北海道森林管理局総務企画部 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）